

第2節 分析対象労働者の概況

- 分析対象業種の雇用者数は全業種の雇用者数の半分程度を占めており、男女別・雇用形態別にみると女性の非正規雇用労働者の割合が比較的高い

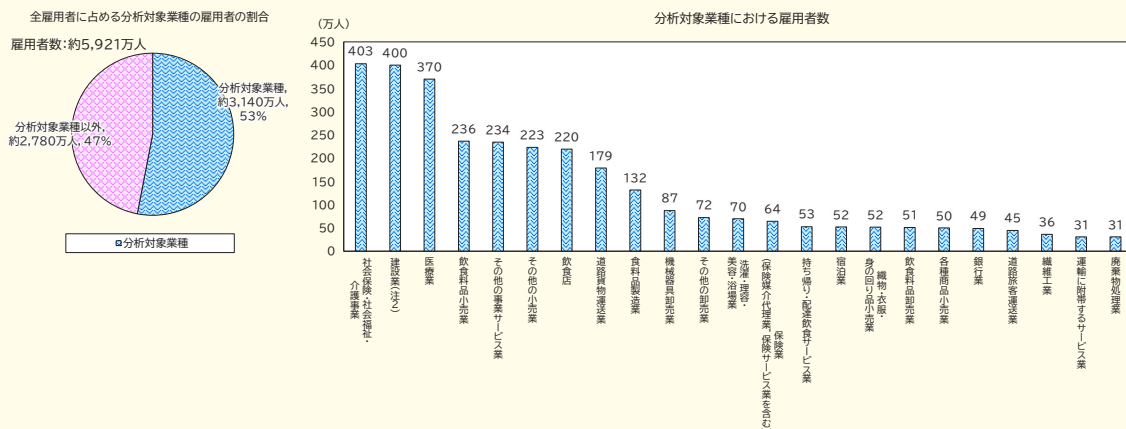
感染拡大下における分析対象労働者の働く実態についてみる前提として、分析対象労働者の平常時の状況について概観しておくため、本節では、感染拡大前における分析対象労働者の業種、職種、雇用形態別等の雇用者数や賃金、労働時間等の状況について、就業構造基本調査及び賃金構造基本統計調査を用いてみる。

まず、「平成29年就業構造基本調査」を用いて、分析対象労働者の雇用者数やその男女別・雇用形態別、職種別等の構成についてみていく。第2-(1)-5図により、分析対象業種の雇用者数をみると、全雇用者の53%と半分程度を占めており、前節で示したように業種のみにより分類すると相当の割合の労働者が国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務に関わる業種において従事している可能性があることが分かる。業種別にみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」で403万人、「医療業」で370万人、「小売業（生活必需物資等）」（「飲食料品小売業」「その他の小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「各種商品小売業」の合計）で561万人となっているほか、「建設業」（総合工事業等）で400万人となっており、分析対象労働者の中ではこうした業種で雇用者数が比較的多いことが分かる。

次に、第2-(1)-6図により、業種別に男女別・雇用形態別の雇用者の割合をみると、分析対象業種では、全業種と比較して女性の非正規雇用労働者の割合がやや高くなっている。「医療業」では女性の正規雇用労働者の割合が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに割合が比較的高くなっている。また、「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」「生活関連サービス業」等で特に女性の非正規雇用労働者の割合が高くなっている。

第2-(1)-5図 分析対象業種における雇用者数

- 分析対象業種とした業種の雇用者は、全雇用者の半分程度を占めている。
- 業種別にみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」で403万人、「医療業」で370万人、「小売業（生活必需物資等）」（各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、その他の小売業の合計）で561万人のほか、「建設業」で400万人などと雇用者数が比較的多い。

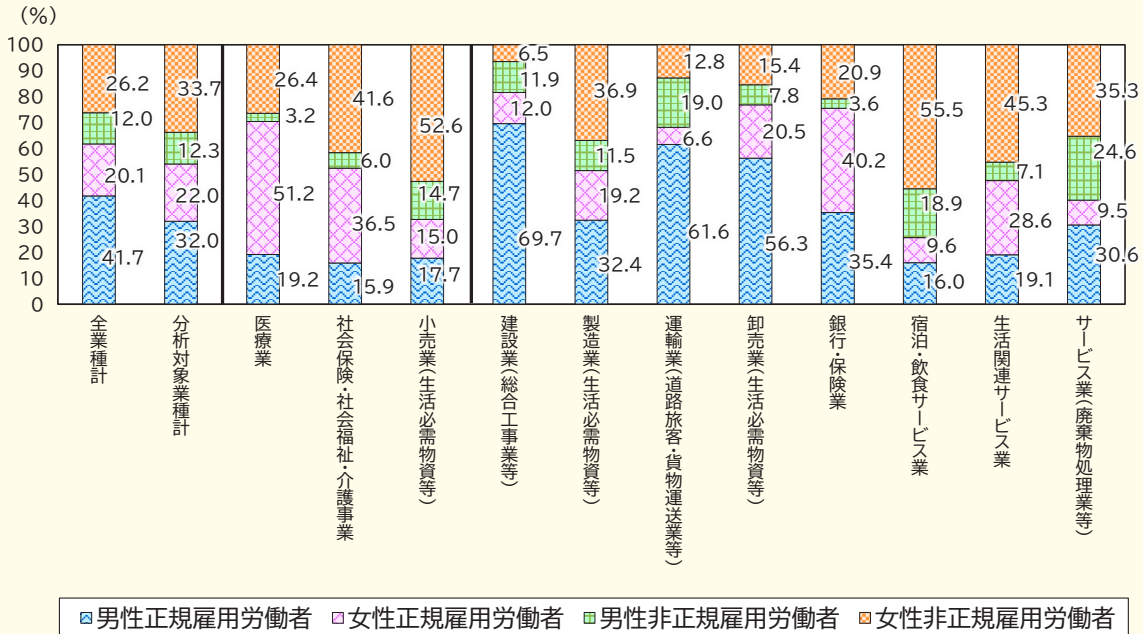


資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「平成29年就業構造基本調査」における産業別雇用者数の数値は、産業中分類又は産業大分類の区分による集計であり、厳密には分析対象業種よりもやや広い範囲の産業を含んでいるため、ここで集計している雇用者数は大まかなものであることに留意が必要。
- 2) 建設業については、分析対象業種に該当するのは産業中分類の「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業（設備工事業を除く）」であるが、就業構造基本調査では「建設業」（産業大分類）で集計しているため、「建設業」の区分で掲載している。「平成26年経済センサス-基礎調査」によれば、「建設業」の雇用者数（常用、臨時の合計）は約302万人であり、そのうち「総合工事業」は約147万人、「設備工事業」は約63万人、「職別工事業（設備工事業を除く）」は約92万人となっている。

第2-(1)-6図 分析対象業種における男女別・雇用形態別雇用者割合

- 分析対象業種では、全業種と比較して女性の非正規雇用労働者の割合がやや高い。
- 「医療業」では女性の正規雇用労働者の割合が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに割合が比較的高い。
- 「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」「生活関連サービス業」等で特に女性の非正規雇用労働者の割合が比較的高い。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。

- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では男性の非正規雇用労働者で60歳以上の年齢層の割合が高いのに対し、女性の非正規雇用労働者では60歳未満の割合が高く、「小売業（生活必需物資等）」では、男性の非正規雇用労働者で若年層の割合が高くなっている。「医療、福祉」では育児をしている雇用者の割合も比較的高い

第2-(1)-7図により、分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別にみると、全業種計と比較して、60歳以上の年齢層の割合が「医療業」では9.5%と低く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では19.6%とやや高くなっている。「小売業（生活必需物資等）」では「15～24歳」の若年層の割合が16.1%と比較的高い。男女別にみると、全業種計と比較して、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」においては、男性で「25～34歳」の層の割合がそれぞれ29.8%、25.1%とやや高くなっているほか、「小売業（生活必需物資等）」においては、特に男性で「15～24歳」の若年層の割合が21.2%と高くなっている。そのほか、「宿泊・飲食サービス業」で男女ともに「15～24歳」の層の割合がそれぞれ35.8%、23.2%と比較的高くなっている。

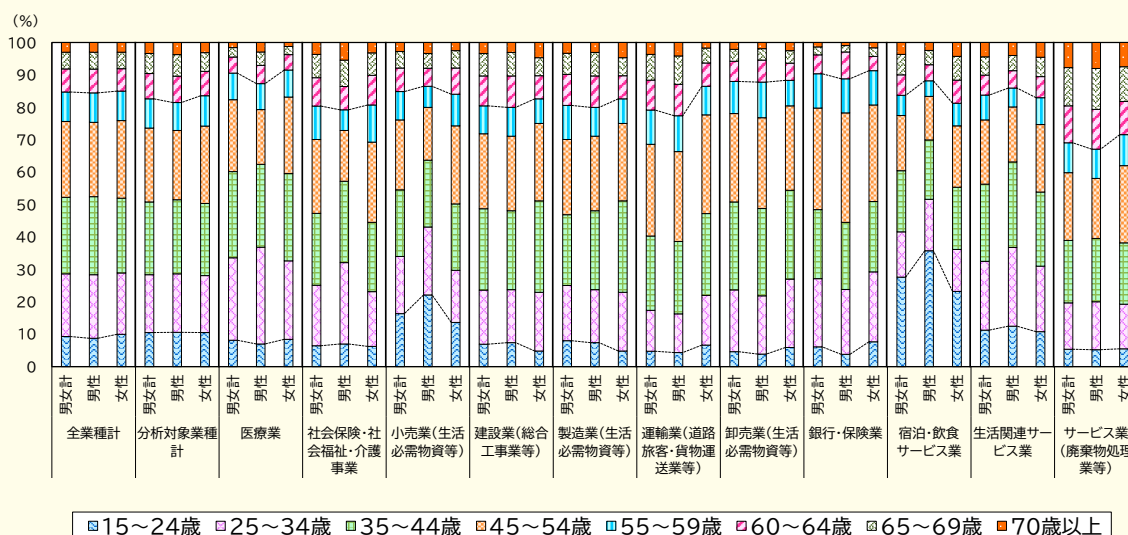
第2-(1)-8図により、分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別に男女別・雇用形態別に分けてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、正規雇用労働者については男女で年齢構成に大きな違いはみられないが、非正規雇用労働者については、男性では60歳以上の年齢層の割合が比較的高く、「医療業」で47.3%、「社会保険・社会福祉・介護事業」で58.9%となっているのに対して、女性では60歳未満の年齢層が大きな割合を占めており、「医療業」で83.4%、「社会保険・社会福祉・介護事業」で69.5%となっている。また、「小売業（生活必需物資等）」の非正規雇用労働者については、男性で「15～24歳」の若年層の割合

が39.0%と高いのに対し、女性では25～59歳までの年齢層が69.0%と大きな割合を占めている。

また、第Ⅰ部でもみたように、感染拡大下では小中学校等の臨時休校の要請が行われたが、こうした動きが分析対象労働者の働く実態にも影響を及ぼしている可能性があることから、育児をしている雇用者の状況もみてる。第2-(1)-9図により、業種別に男女別の育児をしている雇用者の割合をみると、男女ともに「医療、福祉」で育児をしている雇用者の割合が最も高くなっている。そのほか、男女ともに「金融業、保険業」で、男性で「製造業」で、女性で「建設業」でも当該割合が比較的高くなっている。

第2-(1)-7図 分析対象業種における男女別・年齢別雇用者割合

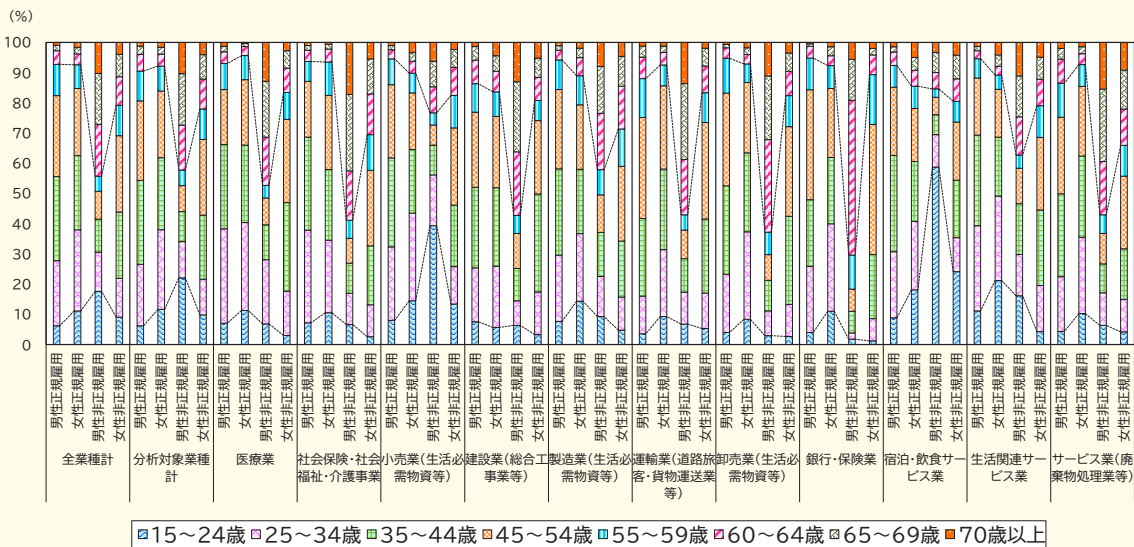
- 分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別にみると、全業種計と比較して、60歳以上の年齢層の割合が「医療業」では低く、「社会保険・社会福祉・介護事業」ではやや高い。「小売業（生活必需物資等）」では「15～24歳」の層の割合が比較的高い。
- 男女別にみると、全業種計と比較して、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」においては、男性で「25～34歳」の層の割合がやや高いほか、「小売業（生活必需物資等）」においては、特に男性で「15～24歳」の層の割合が高い。
- そのほか、「宿泊・飲食サービス業」で男女ともに「15～24歳」の層の割合が比較的高い。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。

第2-(1)-8図 分析対象業種における男女別・雇用形態別・年齢別雇用者割合

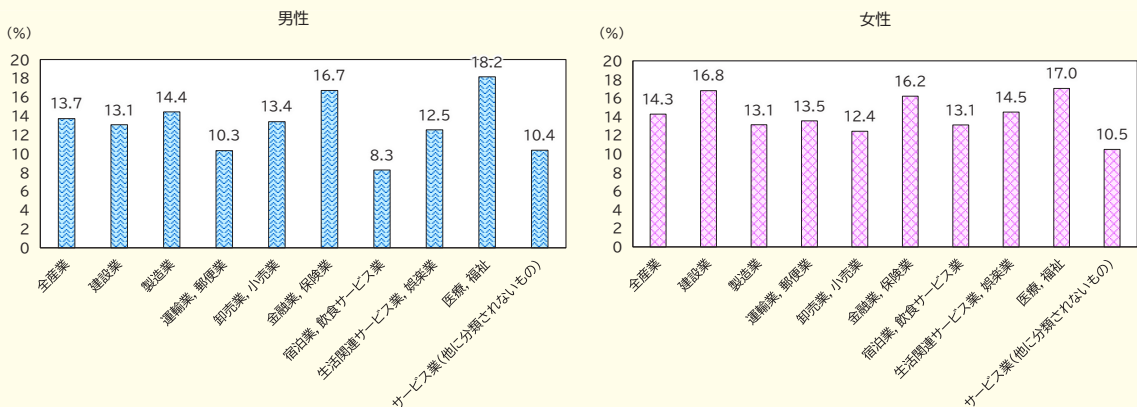
- 分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別に男女別・雇用形態別に分けてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、正規雇用労働者については男女で年齢構成に大きな違いはみられないが、非正規雇用労働者については、男性では60歳以上の年齢層の割合が比較的高く、女性では60歳未満の層が大きな割合を占めている。
- 「小売業（生活必需物資等）」の非正規雇用労働者については、男性で「15～24歳」の層の割合が高いのに対し、女性では25～59歳までの層が大きな割合を占めている。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。

第2-(1)-9図 分析対象業種における男女別の育児をしている雇用者の割合

- 業種別に男女別の育児をしている雇用者の割合をみると、男女ともに「医療、福祉」で最も高くなっている。
- そのほか、男女ともに「金融業、保険業」で、男性で「製造業」で、女性で「建設業」で当該割合が比較的高い。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 育児をしている雇用者数の数値は産業大分類により集計されており、分析対象業種よりもやや広い範囲の産業を含んでいるため、ここで集計している数値は大まかなものであることに留意が必要。

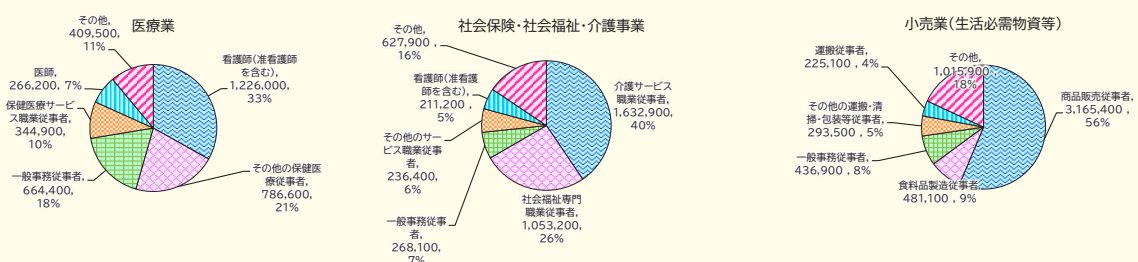
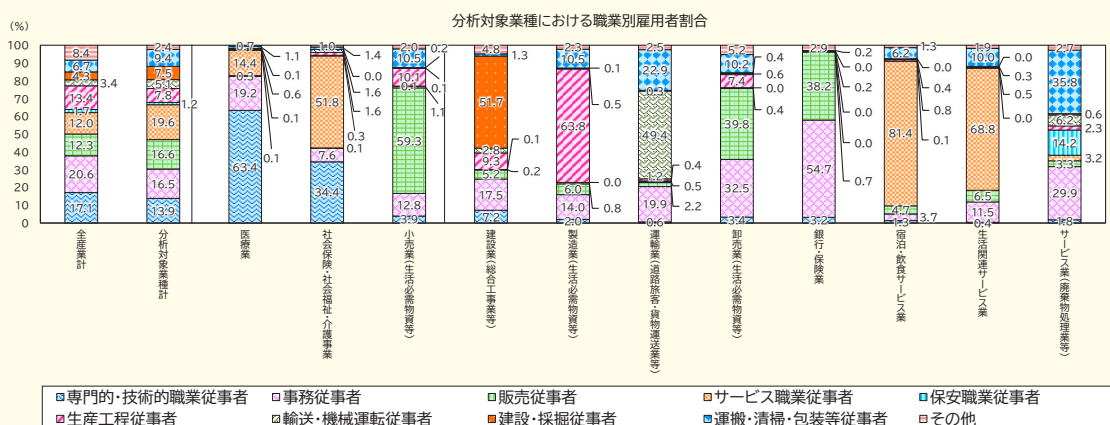
● 職種別にみると「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」の割合が比較的高い

次に、第2-(1)-10図により、各業種における職種別の雇用者の構成割合についてみると、

業種による違いが大きいですが、分析対象業種計では、全業種計と比較して「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」等の割合がやや低い一方で、「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」等の割合が高くなっている。「医療業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」等の専門的・技術的職業従事者、「社会保険・社会福祉・介護事業」では「介護サービス職業従事者」等のサービス職業従事者及び「社会福祉専門職業従事者（保育士等）」等の専門的・技術的職業従事者、「小売業（生活必需物資等）」では「商品販売従事者」等の販売従事者の占める割合が比較的大きい。

第2-(1)-10図 分析対象業種における職種別雇用者の構成割合

- 各業種における職種別の雇用者の構成割合についてみると、業種による違いが大きいですが、分析対象業種計では、全業種計と比較して「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」等の割合がやや低い一方で、「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」等の割合が高い。
- 「医療業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」等の専門的・技術的職業従事者、「社会保険・社会福祉・介護事業」では「介護サービス職業従事者」等のサービス職業従事者及び「社会福祉専門職業従事者（保育士等）」等の専門的・技術的職業従事者、「小売業（生活必需物資等）」では「商品販売従事者」等の販売従事者の占める割合が比較的大きい。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。
 2) 3業種の職種は第2-(1)-4表の整理に沿って集計。

- 分析対象労働者の賃金についてみると、重点的に分析を行う3業種のうち、「医療業」は全業種と比べて短時間労働者で高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者で、「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者で全業種と比べて低い傾向にある次に、「令和元年賃金構造基本統計調査」の特別集計により分析対象労働者の賃金（年収）

の状況をみていこう。第2-(1)-11図により、業種別・就業形態別に賃金の状況をみると、「医療業」では一般労働者の年収の平均値は全産業の平均値と同程度であり、短時間労働者の年収の平均値は全産業の平均値よりも高い。「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者の年収の平均値は全産業を下回っている。「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値は全産業を下回っている。このほか、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」で一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が全産業を下回っている。

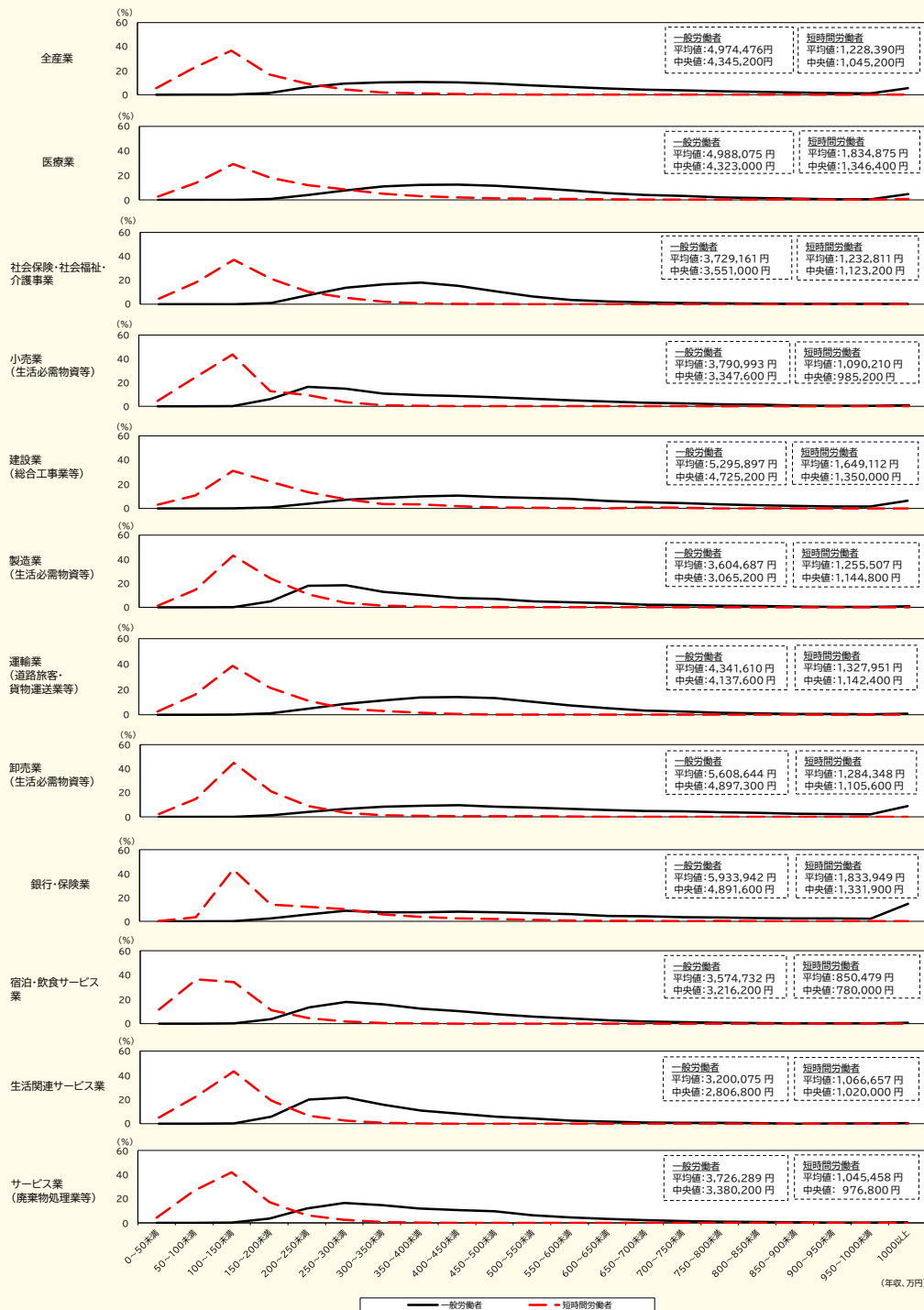
続いて、重点的に分析を行う3業種について、職種別の賃金（年収）の状況をみていく。第2-(1)-12図により、「医療業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者については医療業計と比べて「医師」で年収の平均値が高く、年収の分布のばらつきが大きいほか、「看護師」では年収の平均値が医療業計と同程度、その他の職種では「福祉施設介護員」「看護補助者」などで年収の平均値が医療業計よりも低くなっている。短時間労働者では、「医師」で年収の平均値が医療業計よりも高い一方、「看護補助者」「福祉施設介護員」で年収の平均値が医療業計よりも低い。

第2-(1)-13図により、「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて「看護師」で年収の平均値がやや高い一方、「ホームヘルパー」「調理師」等で年収の平均値が低くなっている。短時間労働者では、「看護師」で年収の平均値が社会保険・社会福祉・介護事業計よりもやや高いが、職種による年収の分布のばらつきは一般労働者ほどは大きくない。

第2-(1)-14図により、「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高く、「販売店員」「スーパー店チェッカー」などの販売従事者で年収の平均値が他の職種と比べて低くなっている。短時間労働者でも、小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高いが、その他の職種では小売業（生活必需物資等）計とほぼ同程度となっている。

第2-(1)-11図 業種別の賃金（年収）の状況

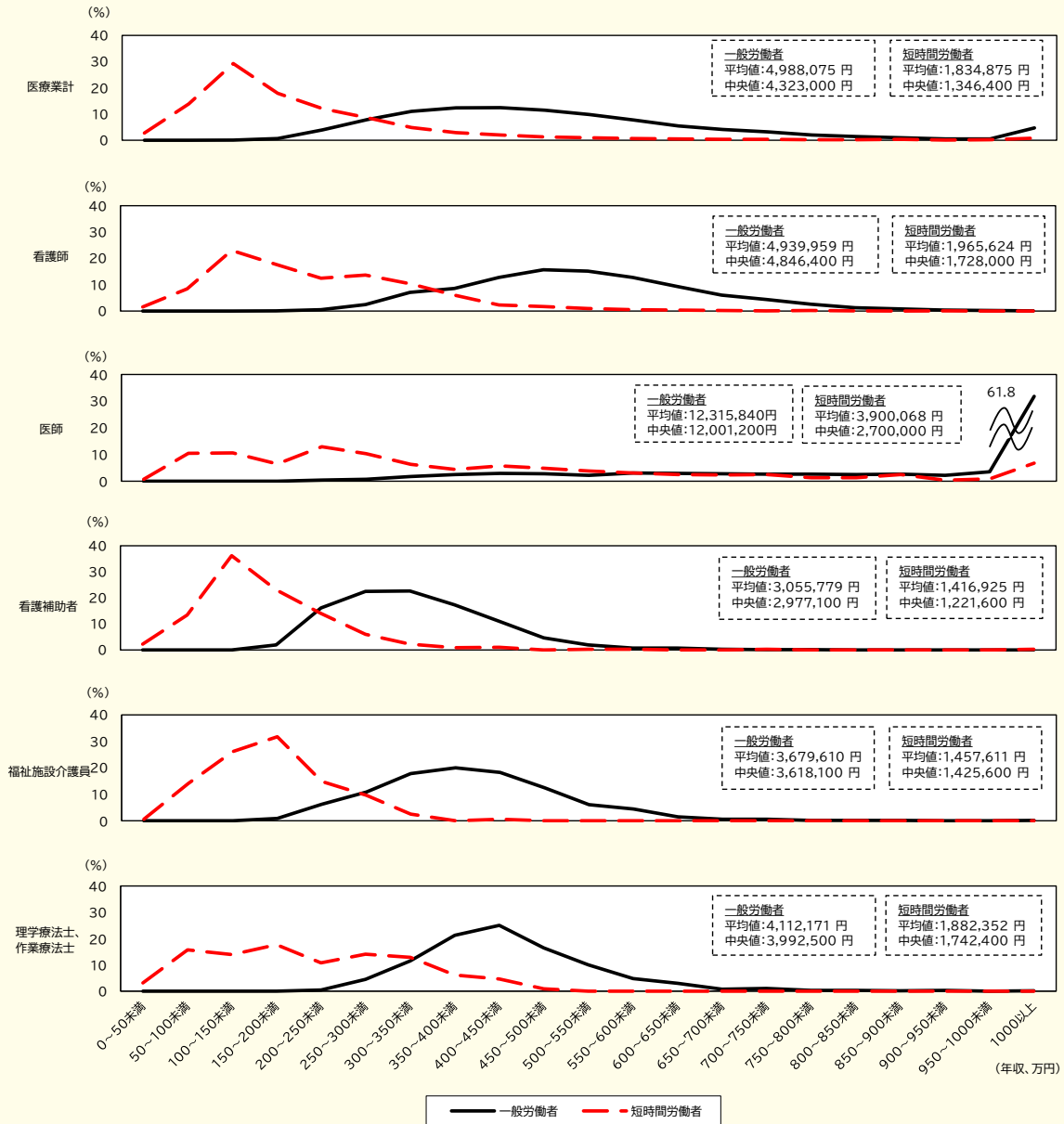
- 業種別・就業形態別に賃金（年収）の状況をみると、「医療業」では一般労働者の年収の平均値は全産業の平均値と同程度であり、短時間労働者の年収の平均値は全産業の平均値よりも高い。「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者の年収の平均値は全産業を下回っている。「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値は全産業を下回っている。
- このほか、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」で一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が全産業を下回っている。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は日本標準産業分類の16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与其他特別給与額」を足すことで算出。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者は令和元（2019）年調査報告書の産業別の集計要件、短時間労働者は令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-12図 「医療業」における賃金（年収）の状況

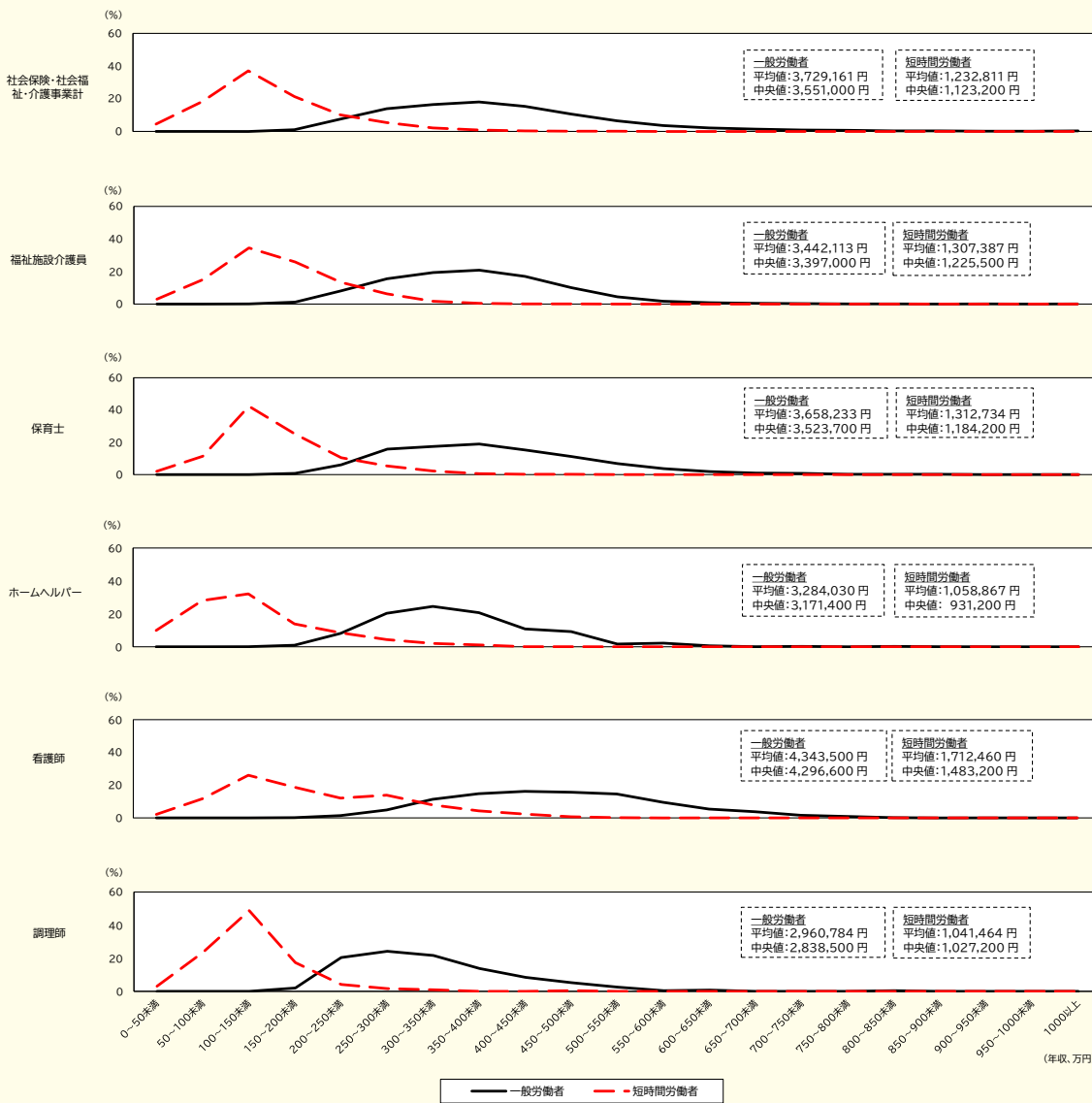
- 「医療業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者については医療業計と比べて「医師」で年収の平均値が高く、年収の分布のばらつきが大きいほか、「看護師」では年収の平均値が医療業計と同程度、その他の職種では「福祉施設介護員」「看護補助者」などで年収の平均値が医療業計よりも低い。
- 短時間労働者では、「医師」で年収の平均値が医療業計よりも高い一方、「看護補助者」「福祉施設介護員」で年収の平均値が医療業計よりも低い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-13図 「社会保険・社会福祉・介護事業」における賃金（年収）の状況

- 「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて「看護師」で年収の平均値がやや高い一方、「ホームヘルパー」「調理師」等で年収の平均値が低い。
- 短時間労働者では、「看護師」で年収の平均値が社会保険・社会福祉・介護事業計よりもやや高いが、職種による年収の分布のばらつきは、一般労働者ほどは大きくない。

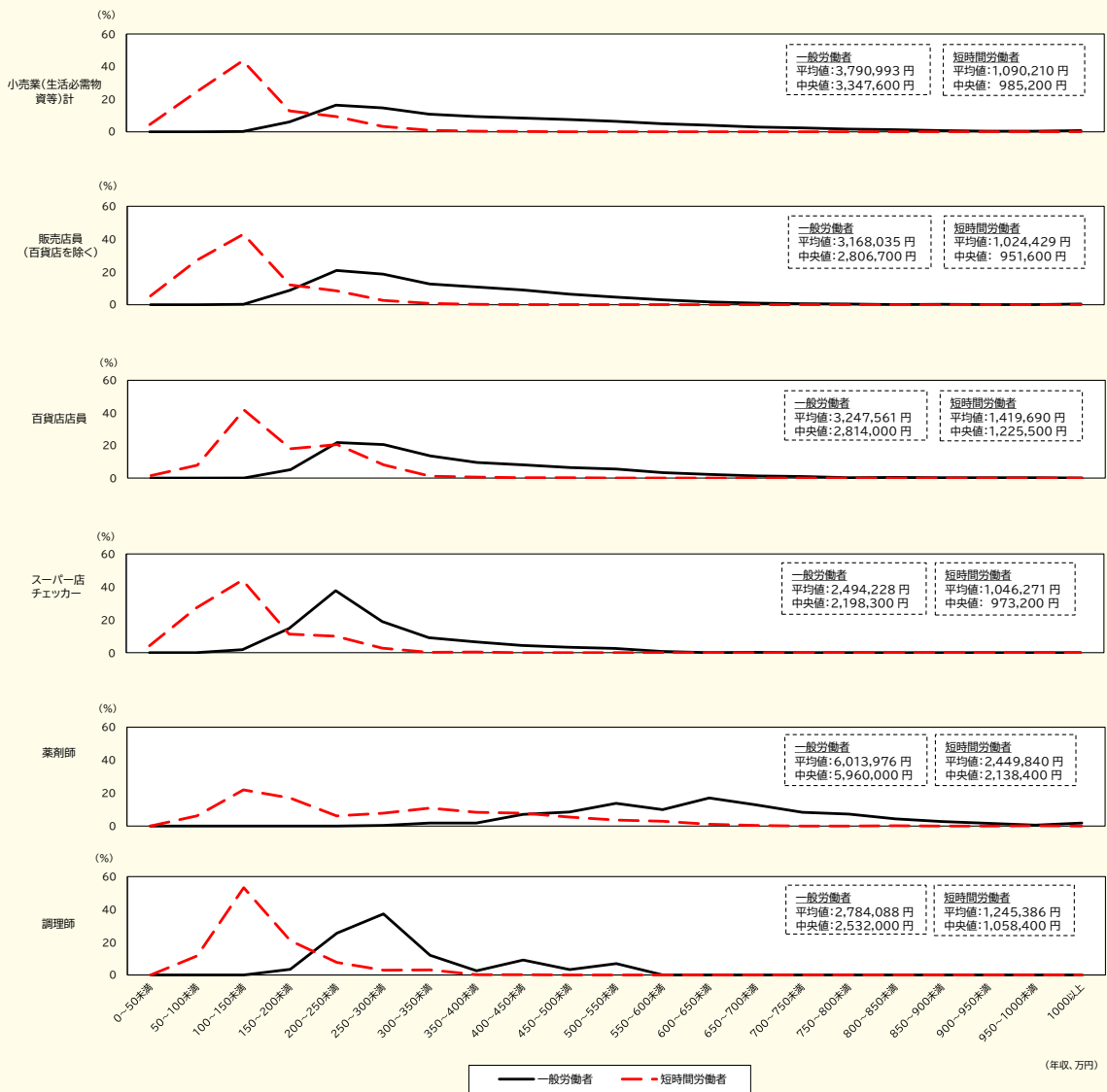


資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種（小分類）について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-14図 「小売業（生活必需物資等）」における賃金（年収）の状況

- 「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高く、「販売店員」「スーパー店チェッカー」などの販売従事者で年収の平均値が他の職種と比べて低い。
- 短時間労働者でも、小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高いが、その他の職種では小売業（生活必需物資等）計とほぼ同程度。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注)

- 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
- 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種（小分類）について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
- 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
- 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

●分析対象労働者の労働時間についてみると、重点的に分析を行う3業種で全産業との大きな違いはないが、各業種について職種別にみると、いずれの業種も職種による違いがみられる

次に、同じく「令和元年賃金構造基本統計調査」を用いて分析対象労働者の労働時間（月間総実労働時間）の状況をみていこう。第2-(1)-15図により、業種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、一般労働者、短時間労働者ともに全産業と比較して平均値に大きな違いはない。そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業と比較して長くなっているほか、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業よりも長い傾向がみられる。

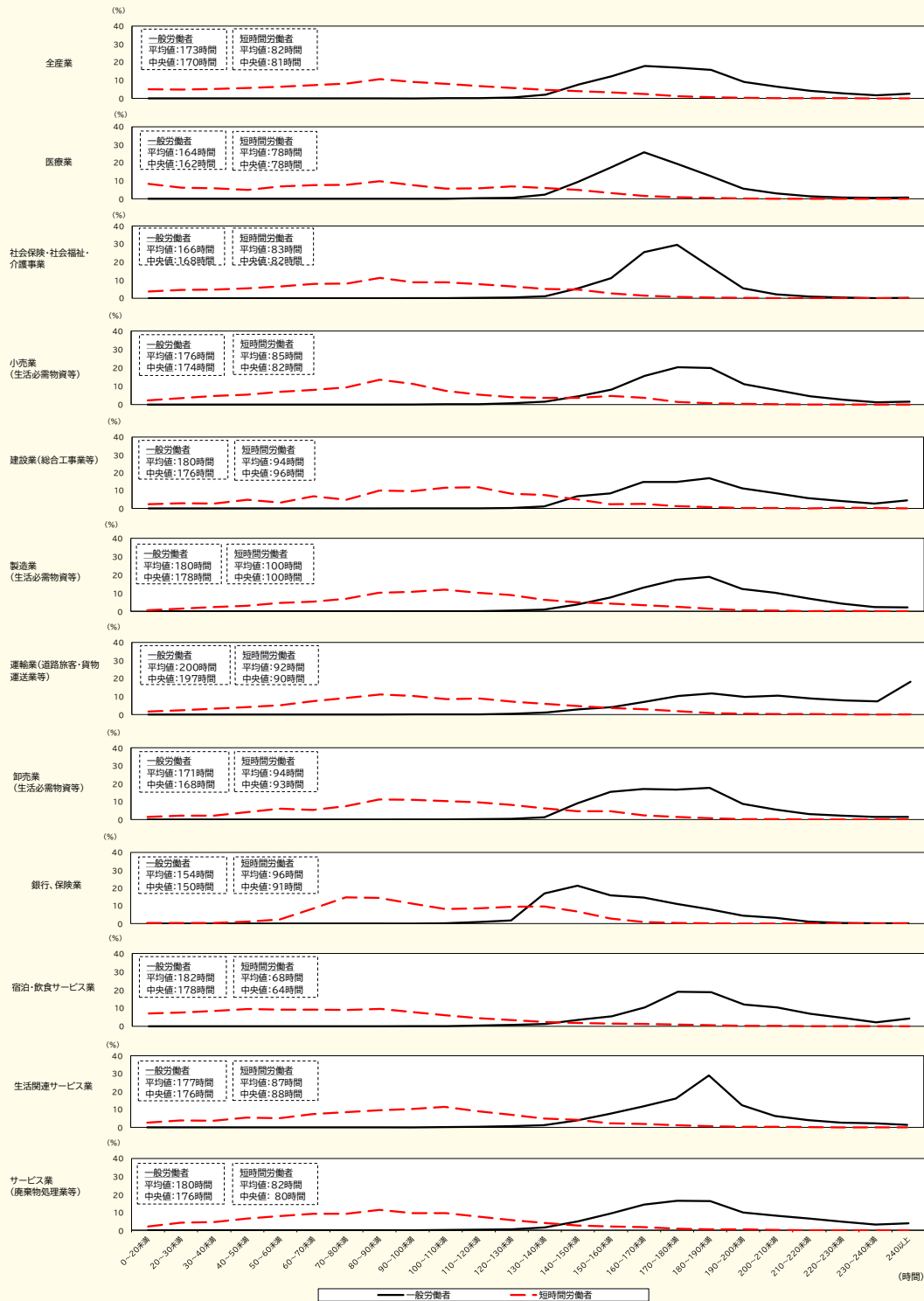
続いて、重点的に分析を行う3業種について、職種別の労働時間（月間総実労働時間）の状況をみていく。第2-(1)-16図により、「医療業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では、医療業計と比較して「医師」で平均値がやや長く、「看護補助者」で平均値がやや短くなっている。短時間労働者については、「医師」で月間総実労働時間が20時間未満の労働者が多く存在するため、平均値が33時間と、医療業計や他の業種と比べてかなり短くなっている。その他の職種については、「福祉施設介護員」や「看護補助者」で医療業計に比べて月間総実労働時間の平均値が長くなっている。

第2-(1)-17図により、「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では職種により平均値に大きな違いはみられない。一方、短時間労働者については、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて、「福祉施設介護員」や「保育士」で月間総実労働時間の平均値がやや長く、「ホームヘルパー」で短くなっている。

第2-(1)-18図により、「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では、小売業（生活必需物資等）計と比較して「百貨店店員」で平均値がやや短くなっている。短時間労働者では、「百貨店店員」「調理師」で平均値が小売業（生活必需物資等）計よりも長くなっているほか、「調理師」で月間総実労働時間が90~100時間未満の労働者が多くなっている。

第2-(1)-15図 業種別の労働時間（月間総実労働時間）の状況

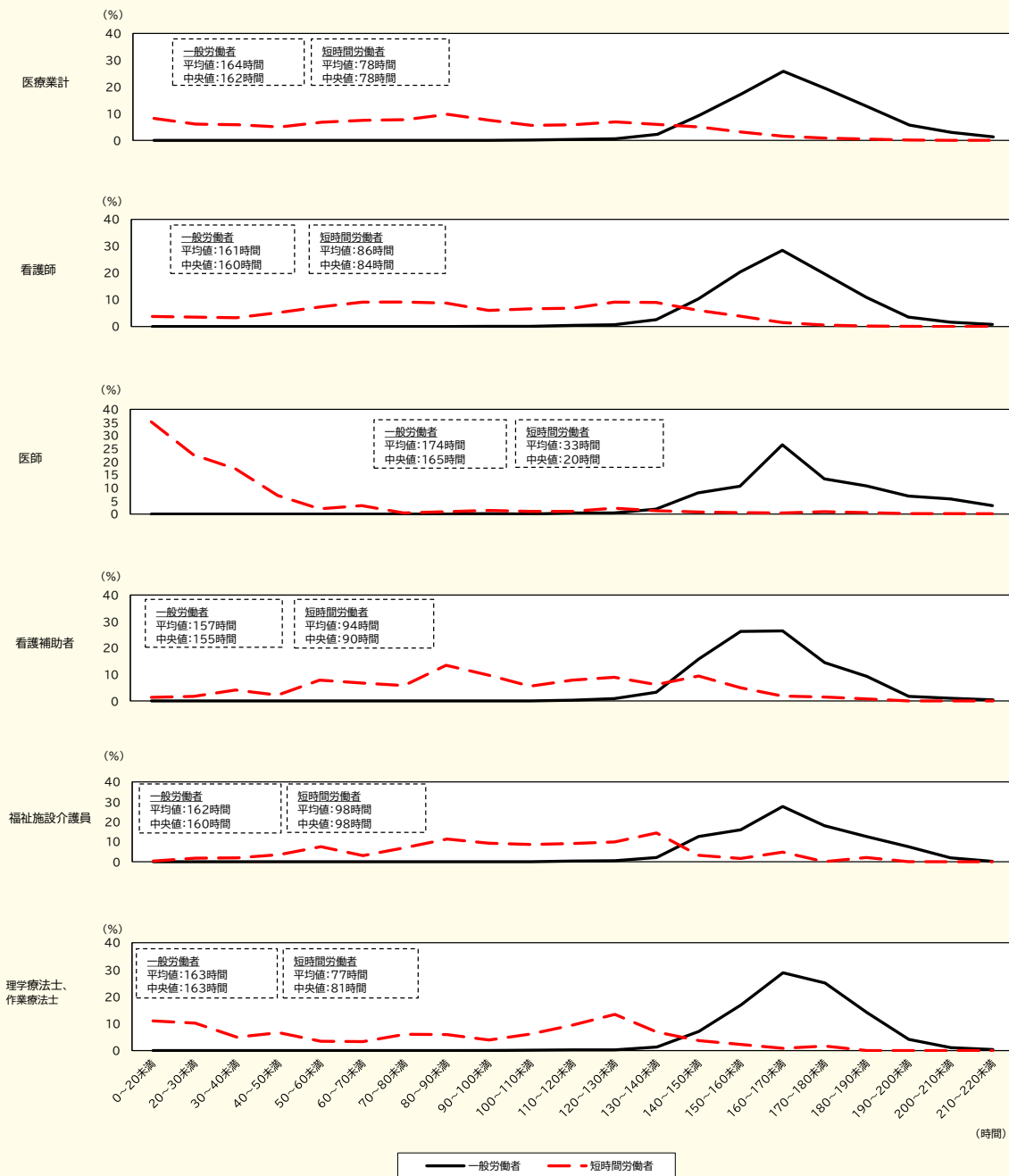
- 業種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、一般労働者、短時間労働者ともに全産業と比較して平均値に大きな違いはない。
- そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の平均値が全産業と比較して長く、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の平均値が全産業よりも長い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は日本標準産業分類の16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者は令和元（2019）年調査報告書の産業別の集計要件、短時間労働者は令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-16図 「医療業」における労働時間（月間総実労働時間）の状況

- 「医療業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では、医療業計と比較して「医師」で平均値がやや長く、「看護補助者」で平均値がやや短い。
- 短時間労働者については、「医師」で20時間未満の者が多く、医療業計や他の業種と比べてかなり短い。その他の職種については、「福祉施設介護員」や「看護補助者」で医療業計に比べて平均値が長い。

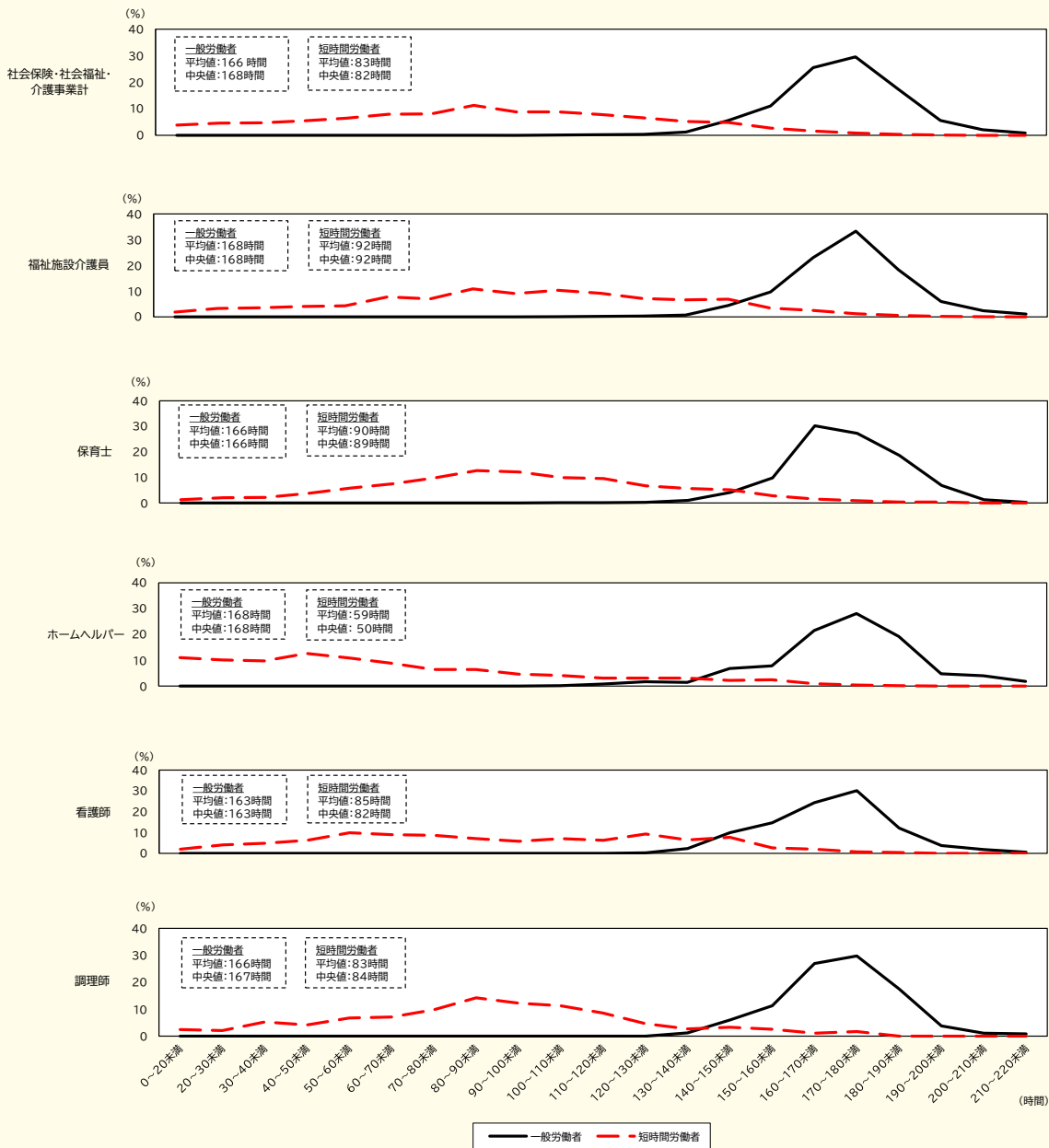


資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種（小分類）について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-17図 「社会保険・社会福祉・介護事業」における労働時間(月間総実労働時間)の状況

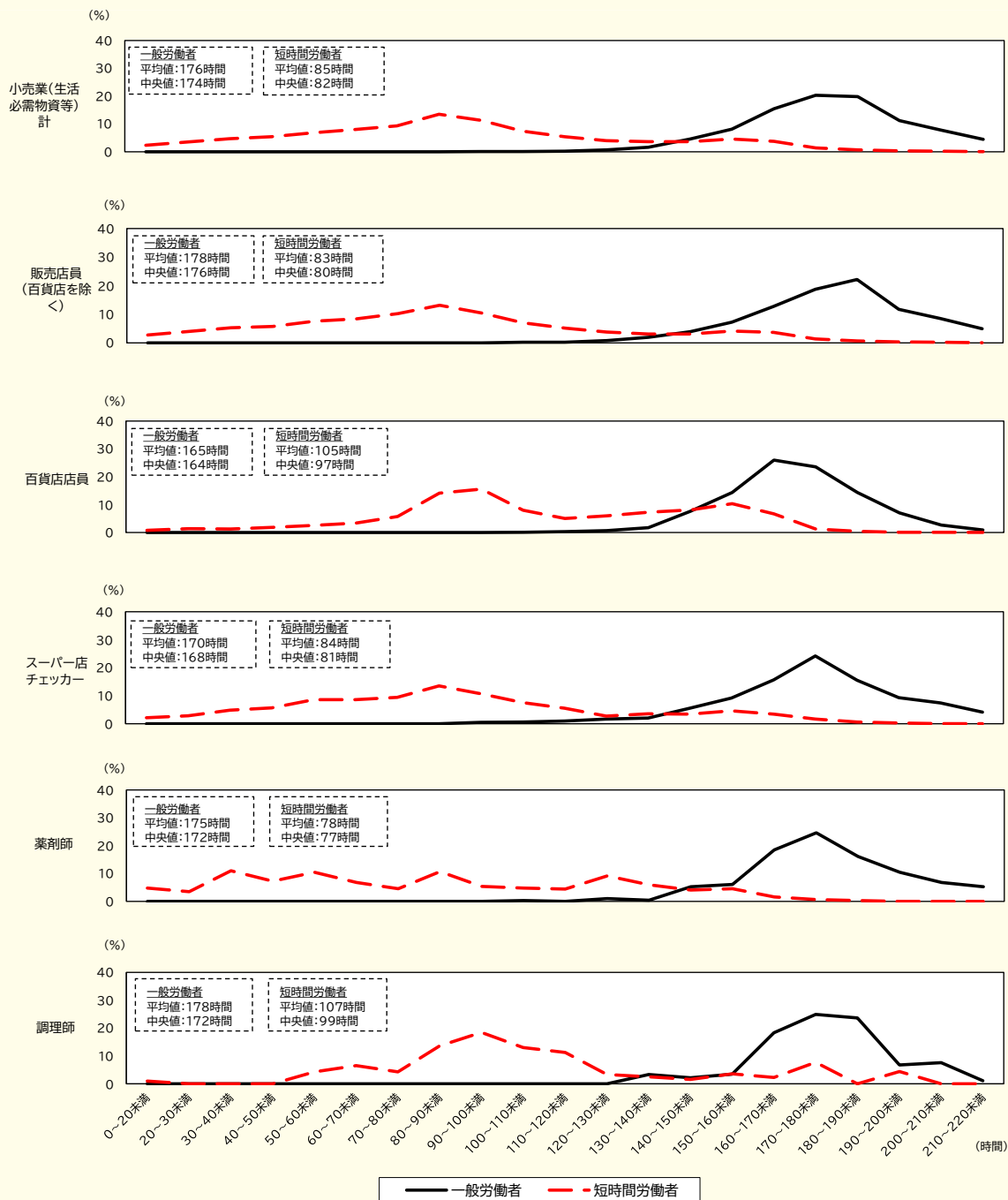
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では職種により平均値に大きな違いはみられない。
- 短時間労働者については、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて、「福祉施設介護員」や「保育士」で月間総実労働時間の平均値がやや長く、「ホームヘルパー」で短い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-18図 「小売業(生活必需物資等)」における労働時間(月間総実労働時間)の状況

- 「小売業(生活必需物資等)」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況を見ると、一般労働者では、小売業(生活必需物資等)計と比較して「百貨店店員」で平均値がやや短い。
- 短時間労働者では、「百貨店店員」「調理師」で平均値が小売業(生活必需物資等)計よりもやや長いほか、「調理師」で月間総実労働時間が90時間～100時間未満の労働者の割合が比較的高い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

ここまで分析対象労働者について業種、職種、雇用形態別の雇用者数や賃金、労働時間等の状況を概観してきた結果をまとめると、業種による違いは大きいものの、分析対象業種の全体的な特徴としては、男女別・雇用形態別では女性の非正規雇用労働者が多く、職種別では「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」が多くなっている。また、賃金については、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」等で一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が全産業を下回っている。労働時間については、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業と比較して長くなっているほか、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業よりも長い傾向がみられる。

さらに、重点的に分析を行う3業種の概況をまとめると、男女別・雇用形態別では、「医療業」では女性の正規雇用労働者が、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者及び非正規雇用労働者が、「小売業（生活必需物資等）」では女性の非正規雇用労働者が多くなっている。職種別にみると、「医療業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」等の専門的・技術的職業従事者が、「社会保険・社会福祉・介護事業」では「介護サービス職業従事者」等のサービス職業従事者及び「社会福祉専門職業従事者（保育士等）」等の専門的・技術的職業従事者が、「小売業（生活必需物資等）」では「商品販売従事者」等の販売従事者がそれぞれ多くなっている。また、賃金の状況を見ると、全産業と比べて「医療業」では短時間労働者で年収の平均値が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者で、「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が低くなっている。各業種内で職種別にみると、職種による違いが大きいですが、短時間労働者では「医療業」の「看護補助者」「福祉施設介護員」、「社会保険・社会福祉・介護事業」の「ホームヘルパー」「調理師」、「小売業（生活必需物資等）」の「販売店員」「スーパー店チェッカー」といった職種で年収の平均値が業種内の他の職種に比べ低い傾向にある。労働時間については、重点的に分析を行う3業種について、一般労働者、短時間労働者ともに全産業との月間総実労働時間の平均値の大きな違いはみられないものの、各業種内で職種別にみると、「医療業」の一般労働者の「医師」、短時間労働者の「福祉施設介護員」「看護補助者」、「社会保険・社会福祉・介護事業」の短時間労働者の「福祉施設介護員」「保育士」、「小売業（生活必需物資等）」の短時間労働者の「百貨店店員」「調理師」で月間総実労働時間の平均値が比較的長くなっている。